令和２年７月７日

伊丹市内の小規模事業者様

伊丹商工会議所

「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型)」第３回公募について

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、コロナ感染症支援施策として標記公募がスタートしています。

つきましては、第３回公募の締切は８月７日（金）（事務局へ郵送必着）ですが、当所への申請書類提出は７月31日（金）までにお願い申し上げます。

また「伊丹商工会議所へよくあるお問合せ」を別途掲載させて頂きましたので、申請をご検討されている方は小規模事業者持続化補助金特設ホームページ（下記リンク）の

https://r2.jizokukahojokin.info/corona/index.php/sinsei/

「申請に関するＱ&A」と共にご参考にして下さい。

本件に関するお問合せ
伊丹商工会議所経営支援課
072-775-1221

小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）について

伊丹商工会議所へよくあるお問合せ

＜補助対象経費について＞

Q　私は小規模事業者で●●の購入を検討しているが補助金の対象となるのか？

A　まず以下の3点を確認して下さい。

1、補助対象経費かどうか。

補助対象経費は**公募要領**（補助金のルールブック）P35 記載の①～⑬に限られます。また、その中には**補助対象外経費**も記載があります。一度公募要領をご確認下さい。

※公募要領は以下サイトよりダウンロードできます。

https://r2.jizokukahojokin.info/corona/index.php/sinsei/

＜補助対象外経費の一例＞

・「自動車等車両」。但し「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）　と移動販売車両　・宅配用車両・キッチンカーは補助対象となります。

・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットＰＣおよび周辺機器（ハードディスク・ＬＡＮ・Ｗｉ－Ｆｉ・サーバー・WEB カメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等）、テレビ・ラジオ・　自転車等）・一般事務用ソフトウェア

・名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成　・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外）

・文房具等の事務用品等の消耗品代

その他公募要領には様々な対象外経費の記載がありますのでご確認下さい。

2、販路開拓等（それに伴う生産性向上）になるものか。

本補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者　等　の地道な販路開拓等の取組（例　新たな市場への参入に向けた　売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）に要する経費の一部を補助するものです。

また、コロナ特別対応型は補助対象経費の６分の１以上が、Ａ：サプライチェーンの毀損への対応、Ｂ：非対面型ビジネスモデルへの転換、Ｃ：テレワーク環境の整備に合致する投資であることが条件となります。

3、支払時期及び証拠書類

補助対象期間中（3 回目公募は交付決定日（2020 年 2 月 18 まで訴求可能）～2021 年 5 月 31 日）に支払が完了した証拠資料等によって支払金額が確認できる経費が対象となります。

＜補助対象事業について＞

Q　A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備とは例えばどんなことか？

A　公募要領 P31 に以下の事例が挙げられています。

【「A：サプライチェーンの毀損への対応」の取組事例イメージ】

・外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
・製品の供給を継続するための投資
・コロナの影響により、生産体制を強化するための設備投資
・他社が営業停止になったことに伴い、新たな製品の生産要請に応えるための投資

【「B：非対面型ビジネスモデルへの転換」の取組事例イメージ】

・店舗販売をしている事業者が、新たにＥＣ販売に取り組むための投資
・店舗でサービスを提供している事業者が、新たにＶＲ等を活用してサービスを提供するための投資
・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
・非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス決済端末の導入
・デリバリーを開始するための設備投資（宅配用バイク等）
・テイクアウト用メニューの試作開発費
・テイクアウトを行うために必要なホームページの改修費
　※単に認知度向上のためのホームページ開設は、対象になりません。
・テイクアウトサービスの提供の周知を図るためのポスティング用チラシの作成費用

【「C：テレワーク環境の整備　」の取組事例イメージ】

・ＷＥＢ会議システムの導入
・クラウドサービスの導入

事例以外にも対象となる可能性があります。

お問合せは持続化補助金事務機局（０３－６４４７－５４８５）まで

＜申請書類について＞

Q　申請したいのだが何を提出したらいいのか？

A　申請する事業者が共通して提出するものは以下のものです。

・様式１　・様式２　・様式３（商工会議所が作成）・様式４

・直近の確定申告書（個人事業主）

・貸借対照表および損益計算書　直近１期分(法人)

・USB メモリー、CD-R 等の電子媒体

（・様式 1、様式 2、様式 4 他所定の提出書類を保存）

※申請書類の所定の書式は以下からダウンロードできます。
https://r2.jizokukahojokin.info/corona/index.php/sinsei/

※商工会用の様式で記載されたものが散見されています。
お間違い無き様ダウンロードお願い致します。

※事業再開枠の申請や概算払請求の有無により申請必要書類は個別に変わります。詳細は公募要領 P69 一覧をご覧ください。

＜様式 3 発行について＞

Q　伊丹商工会議所会員でなく伊丹市外で拠点を置き商売をしている

事業者です。自宅からのアクセスがいいので伊丹商工会議所で

様式 3 の発行をお願いしたい。

A　補助事業を実施する最寄りの商工会議所もしくは商工会にて

様式 3 の発行依頼をして頂く様お願い致します。

Q　●●（事業者名）を支援する経営コンサルタントだが様式 3 の

発行を依頼したい。

A　申請者様ご自身で発行依頼をして頂く様お願い致します。

申請者様自身に申請書についてのご質問、修正依頼をさせて頂きます。

これが出来ない場合、様式 3 の発行をお断りさせて頂く場合があります。

＜以下公募要領 P46 より抜粋＞
本事業は、小規模事業者自身が、経営計画等の作成時や採択後の補助事業実施の際に、商工会議所の支援を直接受けながら取り組む趣旨です。このため、社外の代理人のみで、地域の商工会議所へ相談や「支援機関確認書」の交付依頼等を行うことはできません。